

# 伐木等作業における安全対策のあり方に関する検討会報告書(案)の災害防止対策の概要

## 1 チェーンソーによる伐木・造材作業における災害の防止

### (1) 伐倒

- ① 胸高直径20cm以上の伐木作業では受け口を作ること(現行は胸高直径40cm以上)【省令】
- ② ①の伐倒時には、つるを残して追い口を切り、伐倒することを明示【省令】
- ③ 伐木時は、伐倒木から樹高の2倍以内の範囲を伐倒者以外を立入禁止(現行は下方について立入禁止)【省令】
- ④ 伐倒困難木などでは2人以上の伐倒者が樹高の2倍以内の範囲で作業することが適当である場合があることを周知【通達】

### (2) かかり木処理

- ① かかられている木の伐倒、あびせ倒し、かかっている木の元玉切りの禁止【省令】
- ② かかり木処理時のかかり木作業に従事しない者の立入禁止【省令】
- ③ 迅速な処理を優先し一人で危険なかかり木処理をしないよう徹底【通達】
- ④ かかり木を放置する場合の立入禁止区域の設定又はかかり木が残されていることの明示【省令】
- ⑤ かかり木処理のための器具の携行を徹底【通達】

### (3) 調査及び記録

- ① 伐木作業を行うときは、地形、伐倒する立木の形状等を調査し、記録すること【省令】
- ② 造材作業を行うときは、地形、伐倒木の形状等を調査し、記録すること【省令】
- ③ 標準様式の作成(作業計画も同様)

### (4) 作業計画

- ① 伐木作業を行うときは、伐倒範囲、作業の方法及び伐倒の順序、退避場所の選定方法、かかり木処理の方法、労働者が伐倒木に激突される危険を防止するための措置、労働災害が発生した場合の応急の措置、傷病者の搬送の方法を示す作業計画を作成【省令】
- ② 造材作業を行うときは、作業の方法、伐倒木等の転落又は滑動を防止するための措置、労働災害が発生した場合の応急措置、傷病者の搬送の方法以下の事項を示す作業計画を作成【省令】
- ③ 作業計画の労働者への周知【省令】
- ④ 作業計画を補完するものとして毎日の作業開始前に安全に関する打合せを行うことを推奨【通達】

### (5) 作業指揮者

- ① 伐木作業又は造材作業を行うときの作業指揮者の配置【省令】

### (6) 下肢の防護

- ① 伐木又は造材作業時に、下肢を防護する防護衣(防護ズボン又はチャップス)を着用【省令】
- ② 防護ズボン、チャップスの要件について整理【通達】

### (7) リスクアセスメントの普及等

※車両系木材伐出機械を用いて伐木・造材作業をする場合を除く。

# 伐木等作業における安全対策のあり方に関する検討会報告書(案)の災害防止対策の概要

## 2 教育の充実

- (1) 伐木等作業に係る特別教育である労働安全衛生規則第36条第8号と第8号の2の統合【告示】
- (2) 特別教育の充実(かかり木処理、下肢を防護する防護衣の着用等)【告示】
- (3) 作業指揮者の教育カリキュラムの作成【通達】
- (4) チェーンソー業務従事者安全衛生教育のカリキュラム改正【通達】
- (5) チェーンソー業務従事者安全衛生教育全員実施キャンペーン(仮称)の実施【通達】
- (6) 林業労働者の安全衛生に係る教育を支援するための予算措置【予算】

## 3 体系的な取り組み

- (1) 伐木等作業労働災害防止総合対策(仮称)の策定【通達】

## 4 その他

- (1) 車両系木材伐出機械等の作業計画【省令】
  - ① 作業計画に示すべき事項に、労働災害が発生した場合の応急の措置、傷病者の搬送の方法を追加
- (2) 修羅、木馬運材及び雪そり運材に係る規定の廃止【省令】
- (3) 関係通達の整備【通達】
  - ① 緊急連絡ガイドライン、かかり木ガイドライン、チェーンソー安全作業ガイドラインの見直し
- (4) 安衛法99条の2の再発防止講習の活用【通達】
- (5) 関係省庁等との連携、事業者、発注者への働きかけ・啓発の強化
  - ① 関係省庁等との連携強化
  - ② 林業普及指導員等との連携強化
  - ③ 国有林、地方公共団体が所有する森林の伐木等作業の安全衛生の配慮の要請
  - ④ 民有林における伐木等作業の安全衛生の配慮の要請
  - ⑤ 林野庁、都道府県、林災防、発注者との合同パトロールの実施
  - ⑥ 労働局・労働基準監督署による発注者、事業者に対する説明会の開催
  - ⑦ 林野庁、地方公共団体の発注を受けない事業者、林災防非会員に対する周知・指導の徹底
  - ⑧ 林業以外で伐木等作業を行う事業者に対する周知・指導の徹底